

〈資料紹介〉『九鬼志摩軍記』翻刻と解題

北 上 真 生

『志摩軍記』について

本記は、織田信長・豊臣秀吉のもとで水軍の将として活躍した九鬼嘉隆を中心に九鬼家の栄枯盛衰を描いたもので、嘉隆による志摩国統一をはじめ石山本願寺攻めや文禄の役の勲功、関ヶ原の合戦と嘉隆の自害、大坂の陣における九鬼守隆の功績、守隆死後の御家騒動による転封が志摩地方に伝わる地域伝承や宗教説話を取り混ぜて記されている。とくに、嘉隆の自害や守隆没後の御家騒動による国替えは、嘉隆による甥の九鬼澄隆誅殺の因果として結び付けられ、菅原道真や新田義貞の例を挙げつつ澄隆の怨霊をいかに鎮めるかについての課題が示されている。実際、近世期をとおして三田藩・綾部藩の両藩主より澄隆の御霊が祀られる九鬼岩倉神社（三重県鳥羽市岩倉町）へ代拝が行われ、近代以降は九鬼家当主が直々に参拝す

〈資料紹介〉『九鬼志摩軍記』翻刻と解題

るなど、現代に至るまで手厚く慰霊が行われている。このように、近世期をとおして九鬼家が課題としていた澄隆の怨霊を中心に物語全体を因果応報の道理が通底しており、『平家物語』などの中世軍記の受容が想起されるのであるが、この点については稿を改めたい。

『志摩軍記』の諸本について

『志摩軍記』については、大島建彦氏によって諸本の考察が行われ、十四本の伝本が紹介されている^①。しかし、本稿において底本としたものは当該伝本に含まれておらず、九鬼家発祥の地である紀伊国牟婁郡九木（九鬼）浦（三重県尾鷲市九鬼町）の地土で九鬼家本流の分家である宮崎家に長らく伝わったものである。中世以来九木浦に土着した九鬼家の門流に伝わった未見資料として大変貴重である。なお、本記は令和元年（二〇一九）に宮崎家より多くの古文書

類とともに三重県総合博物館に寄贈され、同館の所蔵として現在に至っている。宮崎家史料のなかには、本稿で底本とした『九鬼志摩軍記』の他に二本の『志摩軍記』が含まれている。さらに『九鬼根元記』と題した『志摩軍記』と内容が同一のものや『志州にて九鬼式代家物語』と題する九鬼嘉隆が自害するまでの生涯を描いたものも伝わっている。その他、数多くの九鬼家に関する系譜類のなかに『九鬼家系図物語』（内題「九鬼家覚書」）と題するものがあり、系譜の注書きを発展させて宮崎家の本家で和歌山藩領九木浦地士の九鬼右膳（宮内）家の歴代事績について物語風に仕立てられている。

これらの宮崎家に伝来した諸史料を繙くことにより、『志摩軍記』が系譜類から発展し、作成に九鬼家本流である九鬼右膳家の関わりが推測されるのであるが、この点についても稿を改めて検討したい。『志摩軍記』については、大島氏によって紹介された十四本および宮崎家史料に含まれるものほか、桑名市立中央図書館所蔵本・九州大学附属図書館記録資料館所蔵本（宮崎家史料の謄写本）・リフォルニア大学バークレー校所蔵本（旧三井文庫所蔵本）が知られ、江戸中期から明治前期にかけて現在の三重県域のみならず広域に流布したものと考えられる。

大島氏は、十四本の写本のなかで内閣文庫本がもっとも古い写本で享保五年（一七二〇）の年紀をもち極めて簡略な形態で、神宮文

庫本はそれほど古い写本ではないが（奥書に天保六年（一八三五）八月二十五日とあり）かなり整った形態であると指摘しておられる²⁾。本稿で底本とした『九鬼志摩軍記』は語彙や配列など多少の異同はあるものの神宮文庫本に近似している。また、宝暦八年（一七五八）に成立したと考えられ、内閣文庫本の成立から遅れることわずか三十八年後であるものの形態は非常に整っており、神宮文庫本の祖本とも推察できる。従って、本稿においては、神宮文庫本との詳細な比較検討を視野に入れ翻刻を試みた。

本稿執筆に際しては、三重県総合博物館および神宮文庫に種々ご便宜をいただいた。記して感謝申し上げる。

翻刻に際しては、通行の字体に統一し、適宜改行・読点を施した。また、誤字・脱字・衍字・当て字・仮名遣い・清濁は底本の通りとし、虫損・破損などで解読し難い文字はその字数を推定し□で示した。

【書誌】

- ・種類 軍記物語
- ・外題 九鬼志摩軍記
- ・寸法 縦二十四・五種 横十七・五種
- ・冊数 一冊

・丁数 四十二丁

・形態 大本 袋綴じ（四ツ目綴）

・料紙 楮紙

・題簽 なし（打付書き外題）

・書写年 江戸時代中期～後期カ

・所藏 三重県総合博物館

【翻刻】

九鬼志摩軍記（表紙）

天津児屋祢御苗裔中関白道隆末大織冠鎌足公後胤也、

藤原隆基法名椿山、大和守隆次法名星徳、山城守泰隆法名泰雲、宮

内少輔浄隆法名浄名、大隅守嘉隆法名常安、長門守守隆法名善光、

宝納系図ニハ隆良号椿山、隆基号宗心、隆次号寿公、泰隆号康公、

定隆号玄惣、（表紙見返し）

磯辺七郷へ地頭を頼し事

勢衰後をまたず愛樂常にかわりおどろくへきにあらず、爰に志摩国五十六ヶ村の内に地頭十三人有、小浜に久太郎、安乗嶋に左門、浦に豊後、千賀に志摩、的屋次郎左衛門、安乗に三浦新助、国府に内膳、甲賀にうた、波切に九鬼弥五郎越賀隼人、和具に豊前、賀茂に田城左馬、鳥羽に主水（一才）とて有けり、磯辺七郷にはいまた地

頭無之に依て十三嶋の地頭等彼の七郷を切とらんとほつす、其所の

百姓等音謀を聞て波切殿をそかたらひける、弥五郎仰られけるは、

我舎弟紀州九鬼といふ所に有、心ざしいかなる名将にもくらからず、

かれを守護に致へきと評儀一途に極りにける、百姓共此よしを承り

急き九鬼へとはせ越右（一ウ）馬允殿を頼けり、右馬允聞こし召我

遠く先祖を尋ぬるに天津児屋祢御末大織冠鎌足公の御苗裔藤原第一の

累祖たり、いかでか以て辞せんやと永禄三年三月廿日に磯辺にこそ

着給、右馬丞百姓ニ被仰候ハ、此度十三嶋の侍達に振舞致度候間、

金子三拾両持参可致とて仰られける、早速相調右の金子に酒肴を取

揃十三嶋の侍達を（二オ）さま／＼に饗^{モテナシ}けり、右馬允被仰けるハ、

我身不勝なりといへとも、此度七郷のしゆことなりけれバ、自今以

後人数一分に召くわへられバ、何分どか喜悅に存候と仰せられける、

誰かわ異儀に及へき者もなし、皆一流にこそなりにける、

かくて連中申さる、ハ、勢州多氣の国司へ家々毎年出仕致すなり、

此上ハ貴殿老人名代に出仕頼度由しきりニ申されける、時の運と

（二ウ）はいひなからうたてかりける次第なり、右馬允仰られける

は、かくこんぬんに致すうへは何角異乱可申とて毎年出仕致されけ

り、かゝる所に多氣の国司より仰出されけるハ、毎年出勤おこたら

す候処神妙に存るなり、併外十三人の者どもハ相勤ざる事甚以きく

わいなり、急き兵士を催し十三嶋の者共責亡すへしと仰出されける、

右馬（3才）丞承り十三嶋を責ん事大儀なりといえども、しかしな
りかたき事にもあらず、志州二郡を下し給しぞ早速切取可申と言上
せられる、国司ハ後のわさわいをかへり見ず志摩二郡相違なき御
奉書下し給ひけり、是や建武のいにしへ尊氏東八ヶ国の官領と征位
將軍の号望みしにしりよなく院宣を下し給ふに事ならず浅まし（3
ウ）かりける次第也、右馬允礒辺に帰り軍の謀をそしられけり、爰
に主水とて智謀勇士の士有、右馬允幸の娘有、彼を主水殿へ遣シ親
子のいとみななされけり、右馬允思召ハ、波切殿主水殿三人して責
なば嶋々の侍大方ハ責亡すへし、礒辺七郷百姓の内にも百二十三人
も有へし、三人の勢合て貳百人余有へしと心の内にゑみを含（4
オ）頓而主水殿弥五郎とのをかたらいける、志州二郡の所一円拝領
仕候御奉書頂戴致たり、然上は触状をまわし異儀およば、責落さん
と評儀相談右兩人同心にて先廻文を遣しけり、

郡中江廻状之事

其趣にいわく、此度志摩二郡の所一円拝領仕御奉書頂戴の上ハ不日
に此方の下知に随ふへし、若違背（4ウ）の輩においてハ速に退治
すへき、仍而廻文之状執達如件、永禄十一年八月日とそか、れけり、
されとも昨今迄おなし朋友ましわりをむすびし身かいかてしたにつ
くへしと同心の気色なかりけり、右馬允やすからずと思ひければ、

頓而勢をよせければ、其勢貳百人余先浦殿をせめ給ふ、海より兵船
五六十艘陸にハ右馬允廻りけれハ船と陸とに（5オ）かこまれての
かれかたなく見へにけり、多勢に命をおします爰をせんと戦へとも
終に打負浦殿も御腹を召れけり、残の兵士も一度に腹をぞ切にけり、
安楽嶋左門如何おもわれけん、一戦も向わすこう人に出し流それよ
り小浜久太郎殿を責給ふ、小浜殿思召ハ敵をまち受てハ叶ふまじ、
主水山佐田八端田に陣を取石火矢棒火矢打掛て散々に戦ひけり、
（5ウ）之より主水ハ智謀深き人なれば三ツ巴の紋の旗さしかけて
松の木に多く結付大勢とおめて掛れば片辺土の事なり、土民百姓
の歎き愁しむ声大きやうくわんのくるしみもかくやとおもひしられ
たり、百千の雷もなりわたるかとうたかわれうてう天、下ハ金輪際
までも崩るかとも魂も身にぞます、親子をすて子親を捨爰やかし
ここにさ（6オ）まよひけり、むざんといふもあまり有、此勢におち
をそれ皆散くになりけり、主水殿ハ一方の大將にて此所にさ、
ゑしが狐ともあまた集りて爰にても主水かしこにても主水とて大勢
のみ、にとまりけり、それゆへ主水山とハ名付たり、又それより下
へさがり互に勝負をけつし給ふ、小浜殿思召ハ多勢に無勢の事なれ
ばかのふましとて竹把に火を付道（6ウ）々にさ、せ大勢に見せか
け其身ハ小碓といふ所にて船に乗三州さして落給ふ、家康公の御代
に小浜民部とハ此人の事なり、其後千賀志摩殿も落給ふ、爰に和具

殿甲賀殿安乘殿の矢殿皆々国府へ相詰相談なされけるハ、九鬼右馬允ハ諸士をつかふに議を以てし城をせむるに謀を専要なり、かゝる平□にてハかなふまし、此上ハ越賀宿多同（7オ）□し先嶋中の勢を招き兵籠余多詰置籠城せは九鬼八元より鬼にもせよ五年や十年せむるとも中々以て落まじき、仮神使多たりとも退治せではかなふまし、其時節に取欠なばなとか勝負をけつせんや、殊に隼人ハ智謀深き人なればいざや越賀多同道せんとて皆々越賀多立越たり、隼人悦び俄に籠城の用意し其勢以上三百余人用心搦敷（7ウ）堅めたり、波切殿此よしを聞よりも頓而先嶋中へ廻状を遣す、嶋中の百姓共何方へ付てよからふとあへてしたかふといふ者もなく皆々おもひくくに成にけり、右馬允さまくと知略をなされけれ共、中々責落すへきやうもなく明暮軍を事として三年までぞ責給ふ、然所に浦村のおこの右衛門といふ者を以て国府甲賀和具をぞかたらい（8オ）けり、此三人ハ内々同心の気色あるなれけり、隼人此よし聞よりもかやうに人の心も裏かへりいかなる事にて帰りにあわん事もやと是非なく訴人に出給ふ、一事の謀にてしすまり有、さてこそ志ま二郡ハ無事になりける、去こそ九鬼殿勢大勢になりければ、主水を呼よせ志摩二郡の所三人配分のうちハわつかには有ゆへ二人して配分せ（8ウ）ばやと存也、貴殿罷向て波切殿を討べしと仰ける、主水謀とハ知す早速に手引して安樂嶋左門加茂左馬其外あまた引くして波

切殿へぞ向われし、不運の程こそあわれ也、

波切殿御夢并汗かき地藏之事

ある夜御夢に久鼠かへつて猫をはむといふ文字長押にあらわれたり、いかなる方のわざならんとのたまふ御ことゑに（9オ）其假夢さめ不思議思召御しんくしたまふ、地藏菩提を開き見給ふにあせをかき給ひけり、今に至てあせかき地藏とてなかり村に有とかや、され共本より大功の人なればあやしみをみてあやしますんばあやしみかゑつて破とかや、何条事の有へきとて押はかりしこそ浅ましき、さるに依て其覚悟もなかりしに、俄ニ寄来ればあわてふためき戦へとも、寄手（9ウ）ハ聞ゆるここの者魚鱗鶴よく入みたれ討つ討れつ戦ひければ手負あまた其数しれす、終になきり殿も御腹召されけり、其注進いまた舟津迄来らざるに頓而主水多討手を遣されけり、主水殿思ひよらざる事なれば、陣のはり様しどろにしてふせきへく様もなく終に打死したまひけり、兄を打斃を打仁義のかくる所行末如何あら（10オ）ぬとさ、やま^く人こそ多かりけり、それより九鬼の勢矢野大宮小作乙部長野雲林院田丸九鬼等一流にて多氣の国司の幕下になり給ふ、然共志州二郡の年貢所五分一多氣の国司へ上納有へしと仰られける、右馬允心外に思われけん、

九鬼信長に对面多氣を亡知略

其頃尾張国には織田信長といふ人有、此先祖を尋ぬれば平相国清盛公（10ウ）式十一代の後胤なり、武功他に越へ給ふ、先駿河国今川義元を打取三河遠江をしたかへ美濃国ぎふに居城し給ふ、爰に勢州大河内権中納言友則と云人有、いまた信長へ出仕なかりければ、信長やすからす思召頓而討手を遣されければ、友則此よし聞し召九嶋の人々を差むけらる、中々攻落すへき様なかりけり、信長頓而使者を以て申さる、（11オ）ハ、此度其元に敵対致すにあらず、世をしつめ誠におさめむと子息信忠を跽に遣しけり、此時右馬允信長公（註）始而对面なされけり、それより近々に致されたり、とも則思召ハ、信長ハ孫智なれば連田丸にそ居給ふ、信長此由を聞給ひにくきやつかなと、頓而右馬允殿を頼けり、辞する言葉もなく其勢二百余騎多氣の国司を押し寄り、（11ウ）たまりもあへずせめおとす、今に至り国司の跡として古木斗ぞ残けり、此時の軍功二よつて九鬼大隅守と改名する、ことに名将なりと末世に其名を残けり、

大隅守殿岩戸籠事

或時恵利原村天の岩戸にいさ、かしゆく願有て信心に祈られけり、又猿田彦大神は天神七代の御神（註）うづちの尊の御尊体、本地を尋ぬれば愛（12オ）染明王とも身を現し又ハ山祇神とも承る、あをき願ハ

城郭を築廻御じげんあれと肝胆をくたきいのりける、かんのふなどかあやまたざらんと路くまとろみたまひしか、年八旬斗の老翁出立いかに大隅なんし二あとふべき山有、其形須弥山をかたどり前に八海をか、ゑ後に山をか、多須弥山の四州をかたどり志州となぞらふなりと（12ウ）白鳥となりて飛さり給ふ、大隅夢覚ふしきに思召す、折しも何国ともなく山とり一番虚空より飛来り大隅御覽し此鳥のとまらん方へおもむくへしとあとをしたひ給ふに程なく鳥羽にそつき給ふ、山の景を御覧有けるに萱（註）ぶきの草居有、かゝる人家もなき所に寺の有こそふしきなりとたちより見給へば、御長八尺余りの千手観音（13オ）おわします、あたりに党寺にても有やらんと尋給ふ処に事すさまじき鬼女あらわれ出其声びわをたんずるに似たり、又仏をもち奉る者も見へす、なんしいか成ものごとひ給へば、眼をくわつと見ひらきとびか、らんとする所をゑたりやおふと飛違ゑ水もく、まらず首打落し谷へなげ捨給ひしによつて其所をびわがくびとは名付たり、（13ウ）扱観音に打向ひなむきみやう（註）順来大慈大悲観世音菩提ねかわくハ此山をあたへたまへとくわんねんし御本尊を堀の上に移し奉り党（註）を達観音を安置し給ふ、誠に有かたき次第也、

鳥羽城事并大坂賣の事

其比十三ヶ所の城を集一国一城と造られけり、それより山祇神の社

を建武運長久の鎮守とこそいのられけり、(14才) 夫神ハ人の數に依て位をます、人は神の徳に依て運をそふ、陰とく終にあらわれ丹精無二の御しゆくぐわん実有がたき次第也、其比大坂にハ御防(防カ)として門徒坊主有、西国四国の年貢を納させ中々繁昌と聞けり、信長思

召ハ、我天下の政道にて何くらからぬ身なれ共、大坂の御坊を亡し我住(ウ)にせんと諸士に仰付られける、実尤なる御事と(14ウ)て其勢を催し責戦へとも、用心稠舖其上に味方あまた打連一まつさつと引たりける、信長もいかゞわせんと大隅にのたまへば、大隅ハ軍功の人なれハ此上は堺口にふねをふせかせひやうろうせめに致なば只一戦に亡さん事たなご、ろの内に有と言葉残さず申されければ、左あらば汝打とるへしと下知にしたがい天正四年三月朔日に程な(15才)なく堺口(堺カ)にそ着給ふ、日本丸の八方に石火矢をしかけ今や〜と待かけたり、御坊此由聞よりも西国四国の軍勢を催し給へば兵船七百艘にて大坂に着にけり、弓鉄炮石火矢棒火矢打かけ射かけ爰をせんとぞ戦ひける、本より大隅ハ軍術の人なれハ兼而用意の石火矢八方にかまへ置一度にどうとはなされける、さしものにいさむ西国勢八方に逃ちれば(15ウ)のがさしものと追欠〜爰に切ふせかしこに追立責かけ〜戦ふたり、海ハ血汐に染なして紅流すことくなり、其後西国の通もたへ兵籠につかれければ、御坊も今ハかなわじと唯此上ハこうさんとこそ申ける、信長ハ情有る人なれば京都六

条を渡されける、今の西門跡是なり、夫より大隅ハ海賊衆となり給ひ此時ふしみ門にて門をとり給ふ、今のふしみ(16才)門是なり、

信長公柴田と戦之事

天正十年越前国柴田勝家とて武勇の達人有、諸士をかたらい日本平国ハ柴田に同心したり、九鬼も内々明智日向守藤堂大学柴田の一類をかたられけり、明智申さるハ、近々急き攻らるへし、四方より火をかけ相図の煙をあくへし、左あらば信長を討(16ウ)へしと申されけり、信長公ハ九州二郡迄一ツにせんと五月廿日に尾州をたち給ふ、爰にいかなる者告たりけん、九鬼新宮柴田こそ明日未明より御所へ押寄とはや当着なりと申ける、信長公大きに驚給ひ急き追付(ウツ)を遣すへし家康公へ仰られければ、間宮権左衛門小浜民部を初とし都合其勢五百余騎爰やかしこに時を上火花をちらし戦ける、(17才)終に柴田も打死(ウチ)す、九鬼新宮ハ血氣勇鉄炮火矢を打かけて鯨波矢さけびの音天地をうごかす斗なり、しゆらのとうしゆうもかくやとおもひしられたり、奇手も聞ゆるかうの者討つ討れつ戦ひけり、終にハ九鬼も討負て尾張をさして落給ふ、それより関船(セナ)に乗給ひければ川口竹あみをはり船を出さんやうもなし、大隅ハ才智すくれし人なれハ、(17ウ)汐の淀みし其折から古苦を拾ひ竹あみになげ懸させ汐干につれ火を附て残らす焼すて給ひけり、敵の方にハ是を見てし

たりや〜といふ声に暫しハなりもやまさりけり、かゝる所に小浜民部の御内に有武弥左衛門と名乗かけいかに大隅小兵なれともさひ矢一すし参らせん、受留て御覽せと三人張に十五足さし詰ひやうと切てはなつ、大(18才)隅ハ智略の人なれハ、小船帆を幕にはらせさあらぬ座にておわしける、寄手の人々是を見て戦わんとおもへども、大沼の事なれば、馬も船も通ひなく暫しさ、へて居たりけり、程なく汐もみちくれバ、敵も味方も船にうかみけり、中にも間宮権左衛門小浜民部船手の達者なりけれハ、早船に打乗りてのがさしもの追欠る、間宮権左衛門ハつけきの若武者や(18ウ)ぐらの上に立上り押や〜とさい打ふり敵に間近^{チカ}押寄る、九鬼の御内に村田七太夫逆鉄炮の名人有けるがさび矢一筋射かけられ面目なくや思ひけん、十六匁筒に玉薬をこませ二町跡より間宮殿のむないたをあやまたす打通す、船中にハ是を見て主人を討れ叶わしと出合者もなし、虎の尾をふむ毒蛇の口をのかれたる心地して志摩国^{シマ}□そ急(19才)行心の内こそむろん也、

明智日向守信長へ一味の事

其後信長ハ九州二嶋をしづめんと京都に諸勢を待給ふ、爰に明知ハ信長の幕下に附す、丹波の亀山より引返し六月二日の夜中に本能寺を押し寄る、信長方にハふせく兵士ハなかりけり、されども光秀二討

れ給ひけり、二条御所へも押し寄信忠ハ軍術有といへとも叶わすして御生(19ウ)害なされける、御運の極ぞ悲しけれ、信長ハ神社仏郭を焼ひ給ひ山王権現の御た、りとそ聞へけり、せきあくの家にハよわふ有とは何様の事を申へき也、それより光秀天下の成敗なされけり、国のおごり一日もやすからず天正十三年三月廿日に山崎にて軍評定したまいけり、爰に羽柴筑前守ハ西国へ趣かれるか、此よしを聞よりも急帰落(20才)し山崎を取かこみ無二無三に切たつれば、明知勢つよしといへとも天罪のがる、所なく終に筑前守に討れけり、此明知が生達^マハ公方の足軽たりしか、有時大黒をひろいけり、藤堂仁右衛門是を見て大黒ハ日に千人の頭をすべき隋相なりと申ける、明知聞て日に千人の頭をして何にせん、ねがわくハ三日にても天下をとらんとて彼大黒を捨にけり、去に依て(20ウ)明知が天下三日持とは此事なりとしられたり、其時藤堂仁右衛門升を枕にして居られしか、明知か日目に千石宛とらんといふ、それより日々に千石宛三十五万石余に成にけり、爰に羽柴筑前守ハ信長の御子信孝をかくまいける、されとも世ハ静謐^{シズカ}に納まらず、是に依て尾張国野間^{ノノ}の内海にて忍ひおわします、筑前つく〜と思召ハ、天下ハま(21才)わり持といふ事有、我信孝を討取へしとおもふ心そ道ならね、信孝はやくもさとり給ひて、御歌こそ

昔より主を内海の野間なればおわりをまてよはしは筑前

と遊され御年二十六歳にて終に御腹召されけり、されとも羽柴筑前ハもういゆうめうの人なれハ国々をしたかへ(21ウ)けり、天下を心の俣にしたる、以名を太閤秀吉と改給ふ、然所に相州小田原にハ北条左京大夫といふ人あり、かれハ出仕なかりけり、依秀忠を打手に遣されけり、船手にハ九州の嶋津其外九鬼大隅守脇坂中将多そ仰られける、終に小田原を責落し□勢の程こそゆ、しけれ、頃ハ文禄元年太閤諸士に申さる、ハ、神功皇后ハさんかんを責給ふ、右大将頼朝ハ富(22オ)士の巻狩有てより其名を後記に伝けり、我も三かんとせめなば名をかう代に残さんやと、頓而催しなされけり、世に高麗陣とは此事也、それより太閤ハ名古やまで御出有、諸士余多有中に九鬼脇坂を先陣として九州さして出給ふ、程なく朝鮮国ふさんかいの湊にこそハ着給ふ、脇坂大隅に申されけるハ、いかに大隅殿明日は一度に押寄唐(22ウ)人とも一戦ひ致さんと申置ぬけかけの用意したりける、大船に取乗小船四五艘こきつれさせ唐人方多押寄ル、夜も天明くとあけぬれば唐人ともわ是を見てあるざしものといふまに棒火矢を打かくれば、中将もかなわしと一さんにこきもとす、いかに大隅殿某ぬけかけ致候義御免候へと申されけり、大隅からくと打笑ひ給ひけり、重而中将(23オ)申さる、ハ、此度ハ何様二なされ候ても叶まし、いかま軍立はけしき事とぞ申ける、大隅ハ間もあゑす此度の先陣を承りたとへ軍立はげしきとて一戦もむ

かわすしておめくと帰るべきや、謀こそ大事なれ、つゝき給へといふ俣に軍用意なされける、九鬼殿の御内に渡辺数馬越賀隼人浜島豊後和具豊前此人々を先として日本丸を飾達(23ウ)三階にやくらを上三ツ巴の幕三重はり上蓬来山を飾山の上にハ大神宮の御祓を納蓬来山に縄あみを三重にはり小高丸波切丸其外岩く、り山しらすといふ早船あまた催しはやかいふき立て唐人方へそ押寄たり、其けしき蓬来山もかくやと斗おひた、し、唐人方にも此よしを見て遠か、りより責かけて鉄炮石火矢打かくれば、なわあ(24オ)みに受留て皆海中に落入けり、少も船に障なく問近くなれば半弓にていかくる矢二重ハとおれとも今一重にて請留て船に障ハなかりける、時二石火矢どうとはなせバ日本丸の中棚三尺四方打破ル、兼而用意やしたりけん大工どもに申付片時にきりはぎ潮の入くる事なけれバさわぐけしきもなかりけり、其時節大隅殿左馬殿と碁を打(24ウ)居給ひしに、兼而八方にかまへ置石火矢いそげとのたまへば一度にどうと切てはなつ、此勢におどろきて一さんにこそおしものとす、のがさじものと隼人豊後爰をせんとぞ漕出^{コキ}す、黒船目かけ押寄る、間近くよせじと唐人ともさんくに射かくる矢におもてをむくへきやうもなし、隼人のうちに宇柵屋善七西岡平作ハ小高丸の先にたちおせやくざい打ふり飛(25オ)がごとくに押よする、はや和具殿ハこぎ付て黒船一艘乗取給ふ、宇柵屋善七ハ左の耳に矢を二本射かけ

られ西岡平作右の足に九寸五分の鎧通をさしこまれ左あらぬていに居たりけり、爰に脇坂中将は大隅のとりし黒船を見て隼人か取たる船をとらんと手をかくる、隼人見るよりいや中将殿に似合ざる事とかたなの柄に手をかくる、すでに(25ウ)討んとし給ふ所へむかふより鐘八本隼人を目かけ突んとす、大隅御覽し隼人までと有ければ相引に引たりけり、加茂左馬殿浜島豊後殿兩人して小船一艘取給ふ、其日の軍わはてにけり、此時四官といふ唐人六人生捕鳥羽を召れけり、今において其子孫鳥羽に有とかや、扱大隅の手柄の程末世にたぐいなかりけり、其後帰朝なされし後太閤の黒(26オ)船公事ハはてざりけり、太閤のたまふハ、其日の軍奉行誰なるらんと仰出されける、藤堂大学承りはたのほりの早きおそきハ存せねとも具足のかたにたんだら筋のつけたるとおなじかたについ矢の紋付たるこそ先陣にて候也と申されけり、太閤聞し召それハ誰が待なるぞと仰られける、対の矢を付たるハ隼人の内宇祢屋善七たら筋ハ西岡平(26ウ)作とこそ申されける、御前ハよろしく聞へける、又加茂左馬殿ハ小船の手柄にて加茂左馬頭と成給ふ、御ちきやう十八石今ハ跡たへてなし、此時大隅殿にも二三ヶ国給るへきを田丸におわする稲葉藏人障をなし一ヶ国も加増なきこそ無念なれ、此稲葉藏人ハ多気の国司の門葉たりしが日頃のしゆくいはらさんためとときこゑける、(27オ)

太閤秀吉御他界事

太閤秀吉公ハ慶長三年八月廿日に御他界なされけり、此秀吉の生国ハ尾張国知田郡中村築阿弥と申人の子にて木下藤吉と申けり、雅時よりはつ成故尾張の守護織田備後三郎不便に思召御子信長公を付置れしに、主の恩賞を思ひなば信長の御子信孝を守り奉へき二恩を忘れぬ(27ウ)やうにほこり御子秀頼の行末も今さら思ひしられたり、去程に家康公□天下に心ざし有ければ国中多くは下知にしたがひけり、爰に永尾景勝未仕出せざりけり、家康公ハ福嶋大夫池田三左衛門九鬼長門御供にて其外越賀隼人青山豊前九鬼豊後有嶋越中豊田五郎右衛門此人ニも御供にて奥州をこそ下られけり、頃ハ慶長五年(28オ)春の頃なりしが、石田治部少輔三成とて秀頼の近臣有、此よしを聞よりもいかさまにも家康ハ関東をしたかへ天下をとらんとのくわだてならんと諸士を内通す、其時九鬼殿も内通、其口上此度家康公むほんのくわだて有よし、年□秀頼御代万歳といのらんと存するなり、貴殿同心致され候て目出度帰国候ハ紀伊国加増たるへしと(28ウ)申されけり、大隅此よしを聞しめし給三ヶ国をとればとて子を捨てハせんもなしと暫く思案致されしが、此度稲葉藏人を打としてはいつまでおもひ候へなんと、頓而治部に同心す心の内こそ浅ましき、折節稲葉藏人ハ家康公の御供にてくたられけるが、又大隅の御供にハ甲賀殿渡辺数馬村田七大夫的矢次郎左衛門

九鬼主水此人々を先とし(29才)て都合其勢式百余騎三州さして出給ふ、家康公も関東より馳登岡崎大樹寺におわします、九鬼も新宮も吉田にこそハ着にけり、先所々に火をかけて先陣我一とあらそいて岡崎をこそ押寄する、家康公ハわつか十八騎に打なされすにて御腹害と見へければ、寺僧とも力を添我々一ふせき仕らんと四句の偈の旗さしいだし命を捨てぞ戦ば、此(29ウ)勢におそれをなし皆散々になりけり、然所に酒井与四郎と申さる、ハ御はた色あしく殊に兵氣も立上らすいかさま御心に掛る事や御座なく候やと申上られける、家康公聞召夜前悪敷れんくを夢に見てこそ候得は、ゆめハ松たへて石たくいなきものとこそしれと見てあり、我ハ松平敵ハ石田なれば心掛りと仰ける、酒井承り御自筆に遊(30才)され候得と申あくる、家康取あへす書給ふ、酒井是を讀に松たへて石田首なきものところしれとよみかへ給ふ、知へんの程こそ浅からね、其時より酒井雅楽頭と申也、去間治部殿ハ美濃國関ヶ原に着にけり、

治部家康公と戦之事

其時家康公ハ馳登大垣仁大夫といふ者の所にて軍評定なされける、又爰(30ウ)に菊河金吾といふ者有、治部かれを先陣に頼まれけり、明日ハ未明より戦わん相談したまひ旅宿へこそハ帰りけり、家康此事を聞給ひ道に待受打取れよと池田三左衛門福嶋大夫関ヶ原にて追

かけ火花を散して戦ひける、治部殿其覚悟もあらされバ終に打負皆散々になりける、治部も生捕頓而首をぞはねられけり、扱大隅ハ三州より責登(31才)らんと思召折柄、早治部殿討死と聞よりも新宮殿同道にて鳥羽を帰られしかつくくと思案をめぐらすに、此上ハ倅長門と心を合せなば仮日本国が馳集るとも只一戦に責亡すへしに敵味方となりたれハ是非もなき次第也と案じわつらい居たりけり、去程に家康公ハ長門殿を召され仰らる、ハ、御身の父大隅こそ石田治部と同心し謀叛(31ウ)の聞へ有り、急き鳥羽へ責欠首を打へしと御気色変てのたまへば長門守謹る、父大隅において何条左様の事や御座候半と言葉を残さず申ける、家康公聞召左あらは三州を焼討にせしハいかなる事や、必定せめ登らんとの謀と覺たり、已に治部も討死の上ハ帰国したるに極たり、急き打取へしとて御座を立せ給ひけるハ是非(も脱力)な(き脱力)(32才)こそハ聞へけり、

九鬼親子田城合戦之事

それより長門殿ハ力及ばず鳥羽へ帰られけり、大隅新宮此よしを聞よりも長門をよせて叶わじとふせがるれハ、長門も力及ばじと安乗まで落たまひしが、此上ハ鳥羽へ押寄せ城を請取ばやと思ひ磯辺と鶴方の間に朝野といふ所有、爰に小家を打せ軍用意(32ウ)したまひけり、鳥羽にも此よしを聞よりも間近く寄てハ叶わしと加茂の田

城に待給ふ、長門もともに押寄て互に時をそ上にけり、時に大隅諸士にむかひ定而長門も其心にてあらん、鉄砲をはなつとも玉込へからず、かれかさかへ行こそ嬉けれど仰られける、承り候とて弓を引とも矢の根をはづし鉄砲打とも玉こますふせく斗と見へにけり、か、(33才)る所に侍一人す、み出我を誰とか思ふらん、新宮の御内に初政所といふ者有、我とおもわん者あらば出あへやつとよばわつたり、長門方より越賀隼人す、み出おこがましやそこ引なといふま、にぬきつれく切てかゝる、こわかなわじと引かへす所を脇より鐘にて突かくる、隼人の内に井上弥五郎つ、と出政所の首水もたまらず打をとす、(33ウ)是を軍の初として入乱てぞ戦ける、互に勝負も附されば相引にさつと引暫く息をつき居たり、かくて長門守も穴川まで引給ひ上下諸共前後もしらすふしたりけり、新宮殿追かけ来り時をとつとそ上にけり、長門ハ覚悟もあらざればあわてふためき戦けり、中にも青山豊前越賀隼人まつ先かけて切たてける、俄の事なれハ叶へき様(34才)もあらずして座頭橋までひかれけるを跡に續て追かけけるハあやふかりける次第也、

朝野陣之事

行て朝野多引とて座頭橋にた、よひし所に隼人の内に西岡平作迎大力有、彼座頭橋に手を掛ゑいやつと引かへせば堀へはまりて十余人

うきぬしづみぬし□也三けり、此勢に戦へばそくぎに(34ウ)死するハ三十余人手負余多其数しれす、死骸を山と積たる故そうぞかつかと申とかや、終に討負新宮殿ハ五ヶ所をさして落にける、大隅も鳥羽をさして帰らるる、早夜陰及べばくらさわくらし雨ハふる、安楽嶋山にふみ迷ひ給ひしがものもふでの賤女に逢給ひ御娘御と思召手を取給ひ是今生の暇乞ぞとのたまへば、此女あらこわやと(35才)逃にけり、其時より此所を手取山と申也、世に荅落^{ヨウラレシ}は鈍^{ドン}に成ふすまの角で目を突とかや、折節所の者明松をさ、げければ漸々鳥羽へ帰り給ふ、すぐに小船に打乗紀州をさしておち給ふ、御供にハ的屋殿甲賀殿数馬殿主膳殿此人々を打つれて先つ浦村のおこの右衛門方へ立寄給ふ、皆々御暇乞給りけり、おこの右衛門申様他国へ御越なされ候とも叶(35ウ)まし、我知音の僧答志村に御座候、是へ御入被成候ておそれなから御髪御おろしなされ候へと申上る、大隅殿何事も其方ともかくもはからふへしとて答志村へ御出、安楽潮音寺へ御供し住寺を頼まれければ、尤の御事なりと様^{カウキヤウ}戒行のものなをさつけ奉御様をかへさせ給ひけり、昨日まで一国のあるじ今日ハ引かへ禅門躰となり給ふ世の(36才)同縁こそつたなけれ、去程に古郷御なつかしく思召紀州へ御越被成候に一夜の宿を申者もなく人の心も替りはてしたしき者ハ有徳なり、それより朝熊山にしたしき人ありけれハ暫くしのひをわしけり、さすが人目を憚り給ふ、故又

潮音寺を帰りに給ふ、豊田五郎右衛門ハ長門守殿出仕の御供に來りしが、此よしを聞よりも家康公を申上惡(36ウ) 奴かなと思召され共、其事となく青山豊前を遣されける、急き答志村へ立越上意の趣申上、大隅住僧に御経説誦を頼ませ給ひ御身も高らかに遊はせて終に御腹めされけり、長門殿ハ家康公の御前にさま／＼になげき給へば高野の住居相叶御赦免の御状被下けり、急き飛脚を以て遣されけり、御助状と御腹書の飛脚とにせき(37オ)の辺にて行合たり、せんなき者のわざ故に非業の死をなされけり、是に依て豊田五郎右衛門ハ堅

神村にて竹鋸にてひかれけり、主の訴人をしたりけり、因果の程こそおそろしき、然所に長門殿は瘡病といふわづらいをなされけり、今をかざりと見へ医術法術窺ふ処にあらず、たちまちさやうきのことくなり給ふ、我こそ汝か氏神山祇神也、然に(37ウ)大隅は兄をうち錚を討其天罪逃れかたく終に汝討れしなり、汝又親を討其罪おもし、是因果のれきぜんの断なり、早々親伯父を一社の神に祭べしと様々に口ばしり少ハ御病氣御心よく見へ給ふ、越賀隼人見て申さるるは、古昔の物語の御座候、能々聞シめさるへし、昔天竺に龍王とて帝一人おわします、是隠れなき悪王にて彼(38オ)国のかたわらにゐんねん法師とて賢人の有けるか、非道のちよくをそひくとて親子三人切れ申、大唐の中王と生れ給ひしハ因果のむくわんためそかし、奴龍王おわらせ給ひ米石公と申民の奴と生れ給ひ終に院の

中王に討れしとかや、我朝ニは新田大明神菅相丞皆あら人神と祝ひ給ふ、其例ふんだなりと申されけり、是に依て(38ウ)加茂岩倉村に惣領権現とあかめ奉、此節數馬主膳長門殿へ奉公に出らる、抑天地開闢より以來両雄ハかならずあらそ有、然るに太閤御存生の内に妹智にて有しかハ江戸に居城をしたまひける、され共大坂方ハ江戸方と両方へ立わかれ依而御中不和になりけるが、内々謀叛のくわだて思召立給ふ、慶長十九年十月廿五日家康公は大(39オ)坂へ御発向有しよし、

大坂落城并三国丸之事

其節長門殿ハ三国丸に乗給ひ難波の浦に着給ふ、此三国丸ハ三国無双の船なればとて三国丸とハ名付たり、櫓の上に畑を拵大根を作船の内に井戸をほり水を砂越にして井戸を流ることくに拵船のへさきに龍をしかけんしやうにて喉より炎を出させける、其(39ウ)外疊船船長一丈に三尺程の船を拵車ろくろを以て海中自由に漕戻る様に拵船のへさきに鉄砲のさまをあげ西国四国の兵船をふせがせける、元和元年五月七日に大坂落城し住吉大明神大和泉堺悉焼払同八日秀頼公御傷害なされけり、不運の程こそうたてけれ、信孝のむくいをまてよ羽柴筑前の歌の心(40オ)今こそ思ひしられたり、此時長門殿はつくんの忠節有といへとも親をそむく程の者なれば、又

いかなるたくみか仕出さんと終に忠賞なかりけり、頃は寛永十一年
長門殿御子式人有、兄ハ外戚にて有しか朝熊岳にかしきしたまひ名
をしゆりやうと申けり、此人をげんそくさせ志摩二郡の所を渡しけ
り、弟ハ内戚にて九鬼式部と（40ウ）申けり、此人を世にたてんと
て二見七郷田丸外道切取て二万石をそ渡しける、され共御兄弟御中
不和なり故大和方式部方と申ける、此事江戸へ洩聞へ兩人よび寄国
替仰附られる、大和守ハ津国三田式部少輔ハ丹波の綾辺と聞へけ
り、爰にいかなる者のわざならん、相橋の御門へ落書

なら刀九鬼をそたて、しゆりやうして

大和守といふぞおかしき、（41オ）

されば御兄弟御中能まします、一人ハ国にましますへきに国を捨
給ふ心の内こそ本意なけれ、古語に豆を煮に豆からをたく豆ハ釜中
に有てなく本是同根生すにける事何そ急なる哉、（41ウ）

長門守御紋本ハ左巴

後に如此ニ成ル、幕旗共に、

庚子十月十二日

大隅守殿御生害慶長五年より寛曆八寅年迄百五十九年成ル、（42オ）

※白紙（42ウ）

※白紙（裏表紙見返し）

※白紙（裏表紙）

注

- ① 大島建彦「志摩軍記の成立」〔文学論藻〕四十五号、東洋大学国語国文学会、昭和四十五年五月）、大島建彦『志摩軍記』二本〔東洋大学紀要（文学部篇）第二十二集、東洋大学文学部研究會、昭和四十三年十二月）、大島建彦『志摩軍記』の展開〔文学論藻〕四十六号、東洋大学国語国文学会、昭和四十六年六月）
- ② 大島建彦『志摩軍記』二本〔東洋大学紀要（文学部篇）第二十二集、東洋大学文学部研究會、昭和四十三年十二月）、